

地域福祉計画について（厚労省発出：市町村地域福祉計画策定ガイドラインより抜粋）

1 地域福祉計画の策定の必要性

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティを作ることが求められています。

社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第 107 条で市町村地域福祉計画の策定が規定されています。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画です。

社会福祉法 抜粋

（市町村地域福祉計画）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

芽室町では、平成 18 年に第 1 期地域福祉計画を策定し、社会状況の変化や芽室町総合計画との整合を図るべく、平成 21 年に第 2 期計画、平成 24 年に第 3 期計画、平成 30 年度に第 4 期計画として見直してきました。

この間、災害時要配慮者支援の体制づくりをはじめとするさまざまな施策を実施してきましたが、地域福祉をとりまく環境の変化に対応するため、令和 5 年度から 8 年度の 4 か年を計画期間とする第 5 期地域福祉計画を策定しようとするものです。

2 計画目的

町民の多くは、いつまでも住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送ることを望んでいます。高齢者や障がいのある方々の中には支援の必要な方もいますが、そうした人たちも含め、すべての町民が、生活の拠点である住み慣れた地域で、家族や隣近所との温かな絆を保ちながら、地域の一員としてのつながりを持って生活を送ることが重要と考えています。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じて、幅広い町民の主体的な参加と関係機関、行政の協働のもとに「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」（現行計画の基本理念）を実現することを目的としています。

3 計画に盛り込むべき事項

社会福祉法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）の 5 つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められません。

4 計画の位置づけ

芽室町においては、まちづくりの計画として最も上位に位置づけている「芽室町総合計画」の保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつであり、『地域』等のキーワードをもとに、他の個別計画を横断的に内包する広範な計画となります

計画の体系図

第5期芽室町総合計画（後期実施計画令和4年度策定中）

